

令和6年5月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和6年5月総会

萩市農業委員会総会議事録

5月21日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第30号 農用地利用集積計画の決定について
議案第31号 令和6年度最適化推進活動の目標の設定等(案)について
議案第32号 農地賃借料情報の提供について
議案第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第34号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

1番	金子哲也	2番	鈴川肇
3番	中野恵子	4番	岩本裕子
5番	長富繁美	6番	草野隆司
7番	大田忠男	8番	中村博
9番	矢次利典	欠席	原川久美子
欠席	品川民雄	12番	大石博則
13番	横山喜一郎	欠席	原田知美
15番	藤田芳昭	16番	守永正範
17番	三村浩一	18番	松田由美子
19番	片岡兼雄		

○議事録署名委員

3番 中野恵子

13番 横山喜一郎

○議 事

事務局長 ただいまから、令和6年5月萩市農業委員会総会を開催いたします

す。農業委員会委員 19 名中、16 名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第 8 条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第 5 条の規定により会長をお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、3 番 中野委員、13 番 横山委員をお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第 27 号第 1 項について説明いたします。議案は、2 ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

去る 5 月 10 日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約 1.3 km に位置し、赤丸でお示しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は 79 m²です。

譲受人は●●●の●●●さんと●●●さんで、それぞれ 2 分の 1 ずつ持分を設定しています。耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で農業後継者もないため、不動産業者を介して宅地と併せ付帯する農地について売買による譲渡の打診をされておられました。

譲受人の●●●さんは、住宅の新築とともに付随する農地を家庭

菜園として利用するため売買に応じられ、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんのご主人は、年齢●●●歳、奥様は●●●歳で農業経験年数はともにございません。農業従事日数はご夫婦ともに75日の予定です。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため耕運機を購入されるほか、今後、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第 1 番 この件につきまして、5月10日、●●●推進委員と、私と事務局2名で現地確認をいたしました。内容については、事務局からの説明がありましたように、宅地と併せ購入した付帯する農地について、家庭菜園をされるということで、何ら問題ないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次の第2項の説明をお願いします。

事務局

それでは、第2項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月8日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約2.1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか7筆で、地目は登記・現況が田の筆が5筆で、田の面積の合計は6,118㎡です。また、地目が登記・現況ともに畑が3筆あり、畑の合計面積が1,939㎡です。全体の面積の合計は8,057㎡となります。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外在住で農業後継者もいないため、実家である宅地と農地を市の空き家バンクに登録しておられました。

このたび、譲受人の●●●さんが●●●から移住され、市の空き家バンク制度を通じて宅地とともに農地を取得されることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数はありません。農業従事日数は150日の予定です。

営農計画ですが、水田については、農業法人への農作業受委託を行いながら技術指導を受けるとのことです。また、畑地については、自家消費が中心となりますが、露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため、必要に応じて農機具を導入するご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長

はい、●●●委員をお願いします。

第 8 番 5月8日に、事務局と●●●委員、●●●推進委員、私とで現地確認をしました。その数日後、譲渡人の●●●さんが兄弟、家族10人くらいで来ておられたと地域の人に聞いております。最後の別れに来られたようです。●●●を挟んだ向こう側にも3反くらいありますが、これは再生可能な農地ですが、そこは手放しておられません。この田んぼの左側に家があるのですが、いわゆる古民家でお金をかけて直して何かやってやろうという家でもないのですが、譲受人の方がどういう目的でこられるのか少し心配しておるところです。実は私どもの法人がここを管理して酒米を植えているところです。引き続き受託をして管理をすることになっています。来られる方が地域の自治会等に参加して、積極的に活動してくれる方ならいいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

議 長 この方は、農業はされておられないということですが、何か仕事を持っておられるのですか。

事 務 局 事務局から申し上げます。こちらの方はキャンプ場の管理人をされています。新たに起業をしたいという思いは持っておられるようですが、農業をメインにやってみたいという思いを強く持っておられる方で、ただ、技術は持っていないので、農業法人で技術を仰ぎながら、作業委託で学びながらやりたいという意向があるようです。

議 長 頼もしいですね。ほかにございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

事 務 局 それでは、第3項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る4月26日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は●●●から南へ約1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況が田で、面積は572㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は11,846㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外在住で農業後継者もいないため、隣接農地を耕作されている譲受人の●●●さんへ売買による譲渡の打診をされておられました。

譲受人の●●●さんは、隣接する自身の農地と一体的な管理が可能であることから、譲渡人からの申出を受けることとして当該農地を取得されることとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は30年、農業従事日数は200日です。

営農計画ですが、申請地において露地野菜等の栽培を行われる予定です。

農機具の保有状況ですが、営農に必要な作業機械一式を保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第9番 この件につきまして4月26日、事務局2名、●●●委員、●●●推進委員、●●●推進委員と私で現地確認を行いました。内容につきましては事務局の説明のとおりです。この農地は、●●●さんの家のすぐそばでありますので、これからも管理されると思われますので、問題はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第4項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第4項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る4月26日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約1.1kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は●●●ほか3筆で、地目は4筆ともに登記・現況が田で、面積の合計は5,415㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はございません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは市外在住で農業後継者もいないため、耕作の継続が困難となり、ここ数年は休耕状態となっております。

譲受人の●●●さんは、自宅付近で農地の取得を検討する中で、休耕の状況にあった当該農地について、知人の不動産業者を介して譲渡人に農地売買の打診を行い、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は3年です。農業従事日数は180日です。

営農計画ですが、申請地において水稻の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、現在、保有機械がないため、必要に応

じて農機具を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第17番 この件につきまして、4月26日に現地確認をいたしました。内容につきましては、ただいま事務局から説明があったとおりです。●●●さんは、この近くにお家を最近買われたということで、農地も近く、休耕にはなっていたのですが、保全管理などの作業はしてありますので、問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東へ約3.1kmに位置し、赤丸でお示

しした箇所となります。

申請地は●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は360㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は6,979㎡です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは県外在住で農業後継者もおらず、譲受人の自宅裏の農地であることから、農地管理の利便性などから、譲受人へ売買による譲渡を打診されておられました。

譲受人の●●●さんは、自宅に隣接する農地で自身の所有する農地と一体的な管理が可能であることから、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験年数は40年、農業従事日数は170日となっております。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地において露地野菜の栽培や果樹の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、トラクターや草刈機など、営農に必要な作業機械一式を保有されておられます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、5月7日に事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と私、譲受人の●●●さん立会いのもと、現地確認を行いました。内容につきましては事務局から説明のあったとおりです。譲渡人の●●●さんは●●●在住で、管理ができないため、●●●さんが維持管理をされていました。譲受人の●●●さんは●●●歳と若く、これからの●●●地区を盛り立てていって欲しいですが、なかなかむずかしいようです。この●●●地区で2町くらい受け持っておられる方がいますが、来年やめると言われていまして、水はないし、田は悪いし、面積は広いのですが条件が良くないところなので、非常に今困っております。地元の人もほとんど●●●に在住などで、日曜日に帰って農作業をしている状態で、来年までに誰か見つけないといけないと思うのですが、条件が良くない田んぼなの

で、むずかしい状況です。余計なことを言いましたが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 今、●●●委員が言われたのは、●●●さんの地区だけじゃなしに我々にも共通するところがあると思います。今後どうしたら良いかということで、後々始まります地域計画の中にも、今のようなことを取り組んだうえでの計画を立てていかなくはいけない、非常に厳しい宿題がこれからあるわけですが、7月からですか、始まりますのでその節はよろしくお願いいたします。

議 長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第6項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第6項について説明いたします。

(スクリーンに位置図を表示)

去る5月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南西へ約2.6kmに位置し、赤丸でお示した箇所となります。

申請地は、●●●で、地目は登記・現況ともに畑で、面積は280㎡です。

譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積はありません。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは農業後継者もおらず、今後、市外へ転出されるご予定で、自宅とともに付随する農地を市の空き家バンク制度に登録されておられました。

譲受人の●●●さんは、このたび、●●●から●●●へ移住され、当該空き家バンクの物件を取得することとなり、双方合意の上、本申請に至ったものでございます。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で農業経験はございません。農業従事日数は200日の予定です。奥様が、年齢●●●歳で同じく農業経験はございません。農作業従事日数は100日の予定となっております。

営農計画ですが、自家消費が中心となりますが、申請地においてナス等の露地野菜の栽培を行われるご予定です。

農機具の保有状況ですが、耕運機や草刈機を譲渡人から譲り受けることとなっており、今後、必要に応じて作業機械を導入されるご予定です。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 この件につきまして、5月7日に事務局2名、●●●委員、●●●推進委員と私と、譲渡人の●●●さんの立会のもと、現地確認をいたしました。●●●さんは●●●からの移住ということですが、まだ●●●さんには会っていません。空き家バンクに付随する農地ということで、家のすぐそばで問題ないと思いますが、将来は田を作って水稻を作付けするというような考えもあるようですが、少し難しいかなと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ●●●委員、しっかり指導してあげて、根付いてもらいたいと思います。頑張ってください。

それでは採決いたします。第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第6項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、説明をお願いします。

事 務 局 それでは第28号第1項についてご説明します。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

5月9日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南980mに位置する●●●沿いに位置する、過去に公共投資の対象となっていない、山林と河川に囲まれた地域にある小農地で、第2種農地です。該当条文はありません。

地番は、●●●、地目は、登記は田、現況は畑、転用面積は1,599㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、県道●●●線から県道●●●線を南に約1km入った、●●●沿いにある農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明2枚)

転用目的は、高齢のため申請地の管理が困難となり、農業後継者もいないことから、比較的管理が容易な、●●●が推奨する拡大造林事業計画を利用し、ヤマザクラ160本、カシ160本、計320本を植林するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地の西側は申請者の田、現況は土手となっています。南側は申請者の宅地、東側は申請者の所有の畑、現況は栗の木が植えてあります。北側は山林があるのみで、特に問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、植林は土地利用計画図が省略でき、公図の写しと一体でも良いためありませんが、申請地にヤマザクラ160本、カシ160本、合計320本を植林される予定です。

用排水計画ですが、植林のため、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水の発生はなく適当です。

被害防除計画ですが、造成や整地は行わず、土砂の流出のおそれはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第7番 この件につきまして、5月9日、事務局2名、●●●推進委員と私の4名で現地確認を行いました。我が家から200mくらいのところなので、子どもころから眺めていた場所でございます。山間部でまわりを山で囲まれている状態で、特に問題はないと思っております。●●●水系の●●●に隣接する農地で、50年くらい前に水害でえぐり取られたところがございます、河川改修をしたところで、先ほど事務局の方から土手で利用ということで、若干農地が残っているのですが、すでに堤防敷というかたちで残っているような状況でございます。年に2回ほど、●●●ということで、催し物を県道沿いでやっております。春には桜、秋には紅葉ということで、年に数百人の方が訪れるところでございます。私の方からは、何ら問題はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は、説明をお願いします。

事 務 局 それでは第29号第1項についてご説明します。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

5月10日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東1.3kmの市道沿いに位置する第一種低層住居専用地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地及び境内地に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記・現況とも田、面積は111㎡です。

転用者は、●●●の●●●さん、持分1/2と奥さんの●●●さん、持分1/2で、所有者は●●●の●●●さんです。

場所は、●●●のところの市道●●●線から市道●●●線に入って約30m行ったところにある農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明2枚)

転用目的ですが、現在、転用者の●●●さん夫婦は●●●のアパートにお住まいですが、隣接地の宅地を購入し居宅を建てられる計画ですが、駐車場の面積が確保できないため、隣接地である申請地を購入し駐車場2台分を整備するものです。

所有者の●●●さんが高齢になって維持管理ができないことから売買に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側に●●●さん所有の畑がありますが、青空駐車場であり特に問題はありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、青空駐車場として2台分を整備される計画です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で、西側市道内の道路側溝に流し、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、地ならし程度で整地するため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 1 番 この件につきまして、5月10日に●●●推進委員と事務局2名と私の4名で現地確認を行いました。内容については、事務局からの説明がありましたように、先ほどありました第3条第1項に関連するところでございます。隣接農地の関係でございしますが、●●●さんの農地も現在は耕作されておらず、若干の草を刈る程度ということで、問題はないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないので、採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

5月7日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から東590mの市道沿い位置する準工業地域内にあり、過去に公共投資の対象となっていない周囲を宅地に囲まれた小農地で、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は、登記現況とも畑、面積は262㎡です。

転用者の借受人は、●●●の●●●さん、所有者の貸付人は●●●の●●●さんです。

なお、●●●さんは、●●●さんの息子になります。

権利区分は、使用貸借による権利の設定となります。

場所は、国道●●●号線から市道●●●線に入って130m行ったところにある宅地に囲まれた農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明4枚)

転用目的ですが、転用者の●●●さんは、現在、他県に居住されていますが、定年に近くなり、親の住む本籍地に住居を構えるため、申請地を使用貸借し、自己用住宅1棟及び駐車場2台分整備するものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側に●●●さん所有の畑がありますが、隣接農地承諾書も添付されており特に問題はありません。あとは道路と宅地でございます。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、木造瓦葺平家建ての自己用住宅1棟、建築面積84.89㎡と駐車場2台分を整備される計画です。

敷地面積は262㎡で一般住宅500㎡以下の敷地面積基準を満

たしており、建ぺい率は32.4%で、一般住宅の22%以上の基準を満たしており適当です。

駐車場は、2.5m×4.6mの駐車場を2台分整備します。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は合併浄化槽を設置し敷地内に整備する溜枡から、市道内に新設する側溝に流すため適当です。

なお、市道内に側溝を新設し、西側の既存側溝に接続させることについては、萩市土木課に道路工事施行承認申請中です。

被害防除計画ですが、ヤマズリで10cmほど盛土し、上部にダストを敷き詰め、西側は立木を伐採しコンクリートブロック塀を設置し、東・南側は既存のコンクリートブロックがあるため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

こちらが平面図となります。こちらが立面図となります。建物の高さは6.42mです。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

第3番 この件につきまして、5月7日に、事務局2名と、●●●委員、●●●推進委員、●●●土地家屋調査事務所の方の立会いのもと、現地調査を行いました。現地は、写真のとおり夏みかんの木が数本ありましたが、なにも管理されてなく荒れた状態でした。所有者の●●●さんが高齢で管理ができないということで、息子さんが県外にお住まいですが、息子さんの住宅をそこへ建てられて、息子さんが定年後に●●●へ帰られて住まわれるということで、もう少ししたら定年を迎えられるようです。荒れたままになるより、住宅が建って●●●に帰ってこられるということで良いことだと思います。周辺については先ほど説明がありましたけども、北側市道に面してしまっていて、東側、南側は住宅地となっております。西側については、●●●さんの隣接農地の畑がありますが、農地に入る通路のようなものがありました。そこへこのように整備されるということで、問題ないと思われますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第2項について、
原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

5月9日、●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西780mの国道●●●号線沿いに位置し、過去に農業公共投資の対象となっていない宅地の中に農地が点在する地域にある小農地で第2種農地です。該当条文はありません。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積は178㎡です。

転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は、●●●の●●●さんです。

場所は、国道●●●号線沿いにある、あんま・はり・灸の●●●の隣にある農地になります。

写真の説明をします。

(写真の説明1枚)

転用目的ですが、転用者の●●●さんは隣接地に居宅を建てられていますが、家族が6人おり、荷物が多く住宅内に収まらないため、荷物の保管場所として申請地を購入し倉庫を建築するものです。

所有者の●●●さんが高齢で維持管理ができず、土地を活用して欲しいと希望されたため、●●●さんが購入に応じられたものです。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側は国道、東・北側は宅地、西側は譲渡人の●●●さんが相続人の一人となる畑がありますが、譲受人の●●●さんが、草刈等の維持管理をされるため特に問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に土地利用計画図ですが、建築面積43.74㎡の倉庫1棟を建て、一部は庭として利用される計画です。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、砕石を入れ、地ならしして整地するため、土砂等の流出の恐れはなく適当です。

なお、倉庫建築工事については、基礎工事、木工事、建具工事については、業者にやってもらうそうですが、屋根工事、板金工事、外壁工事、電気設備工事については自分でされとのことですので、業者がやられる工事までの図面しかありません。お父さんが板金の専門のところにお勤めで、●●●さんは電気工事の仕事に就かれていますということでございます。

こちらが土台伏図となります。

こちらが軸組断面図となります。建物の高さは3.2～3.4mです。片流れ屋根で計画されています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件につきまして、5月9日、事務局2名、●●●推進委員と私、それと転用者の●●●さん立会いのもと、現地確認を行いました。毎日、国道のそばを通りながら、いつも見ているところですが、非常に荒れたところであったのですが、転用でもって住宅を新築されて、きれいに整備をされています。そこへ菜園を作っておられますが、そこに新たに倉庫を作られるということですが、適正に管理されておりまして、若い家族の方もおられますし、●●●の地域に

としてはプラスになることだと思います。特に支障はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それではないようですので、採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、「農用地利用集積計画の決定について」説明いたします。農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。そのため、農業委員会での審議が必要になります。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたので、ご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、相対にて新しく借り手が決まった新規契約を行うものを上程するものです。公告は6月1日付となります。

それでは議案書9ページの利用権設定状況（令和6年6月1日）の資料をご覧ください。

6月1日付けで利用権設定されるものは、●●●地域、●●●地域、●●●地域において相対により新規に設定するもので、総件数が8件、筆数が16筆、田の合計が19,948㎡、畑の合計が1,401㎡、全体の面積合計は21,349㎡となります。

内容につきましては、次のページ以降にそれぞれの地域ごとの集積計画の内容を記載しております。相対による利用権設定については以上です。

このたびの集積計画案において、借り手は改正前の農業経営基盤

強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 ないようですので、採決いたします。議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第30号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第31号「令和6年度最適化活動の目標の設定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第31号「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)」についてご説明します。

お手元にお配りしております、別紙様式1のこちらの資料をご覧ください。

本議案につきましては、令和6年3月総会で決定いただいた目標について、3月総会時点では令和5年度末の集積面積や遊休農地面積等が確定しておらず、暫定値での設定であったものについて、このたび、集積面積等の修正を行い、改めて目標の設定を行うものでございます。

それでは、別紙様式1の1ページからご覧ください。1ページ、2農家・農地等の概要でございますが、一番下の耕地面積について、令和5年の耕地面積がご覧のとおりとなっておりますので修正しています。

つづきまして、2ページの1、最適化活動の成果目標でございますが、(1)農地の集積の①は現状で、3月総会時はこれまでの管内の農地面積が4,220haであったものを4,180haに、これまでの集積面積が1,704ha、集積率40.4%であったものを、集積面積1,655ha、集積率39.6%に修正いたします。

農地面積、集積面積の修正に伴い、②の目標について、今年度の

新規集積面積を1, 271haに、今年度末の集積面積（累計）を2, 926haに修正いたします。

次に、（２）遊休農地の解消の①は現状で、３月総会時は１号遊休農地の面積が36ha、このうち、草刈り等で直ちに耕作可能な緑区分の遊休農地が23haであったものを、１号遊休農地面積34ha、緑区分の遊休農地を21haに修正します。黄区分の遊休農地面積は13haで修正ありません。緑区分の遊休農地が2haの減少となっています。あわせて、②の目標では、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を0haに修正いたします。

また、３ページにつきまして修正はございません。こちらの目標につきましては、ご承認いただきましたら、市のホームページ等で公表することとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。
最適化活動の成果目標の１番のところの農地集積これが4, 180haこれまでの集積面積1, 655haで集積率が39.6%ということですね。

事務局 集積面積というのは、担い手が所有しているもの、借り受けしているものの面積の合計でございます。担い手というのが、認定農業者さんや、認定新規就農者さんということになるのですが、その面積が増えないと集積率が上がらないということです。法人さんや個人の認定農業者さんで作っていただいている面積が1, 655haということで、管内の農地面積というのは作物統計の県が発表する耕地面積になるのですが、それに対して担い手の集積面積が1, 655haで、集積率が39.6%になるということですが、目標はですね、２番の方で70%を目標としておりますので、これにはかなり離れているといいますか、70%に持っていくためには、今年度中に1, 271haの新規の集積が必要ということで、これはかなりハードルが高い目標なのですが、一応この目標を設定するときに、県が示している集積目標を、各市町の農業委員会もその数字で目標としなさいという指針がありますので、こういう高い目標になっております。以上でございます。

議長 ありがとうございます。結局、担い手がいらないから引き受け手がいらないのが一番の原因、これは今後ますます進んでいくと思われます。地域計画等にもこういったことが考えられますが、非常に厳しい状況であるということですね。

議 長 ほかに質問はございませんか。

(●●●委員が挙手)

議 長 はい。●●●委員。

第 3 番 集積率の目標が70%ということで、なかなか到達がむずかしいのであれば、60%に下げるといふことにはならないのですか。

事 務 局 目標を設定する前に、山口県農業会議ですとか、県ですとか、やまぐち農林振興公社さんにこれで設定しますということで、提出するのですが、例えば、県より低くしていた場合、その根拠を示しなさいということで、国としては、担い手の集積面積8割を目指してやっているのですが、山口県は7割に落として設定をされているのですが、県の目標と合わせなさいということでもありますので、このようなかたちで設定させていただきます。よろしくお願いします。

議 長 ●●●委員よろしいですか。

第 3 番 はい。わかりました。

議 長 とにかく、担い手がないということですね。農地パトロール等で各地まわっていると、必ず言われるのが、若い子が欲しい、担い手が欲しいということです。高齢化が進みまして、特に農業法人なんか、当時設立した構成員が高齢化してきて、担い手が欲しいという中で、よくあるのですが、後継者はおられるのかと聞きましたら、都会に出て立派にやっているから、今から帰ってきて百姓をしろとは言われんというようなことで、田舎は高齢化が進みすぎて、どうにもならんというのがこの数字にも現れているのではないかと思います。

議 長 そのほかはございませんか。

第 6 番 例えば、萩の場合は70%ですが、よその情報はないのですか。

事 務 局 数字は今すぐ出てこないのですが、県内の市町でいうと分母の面積、農地面積が少ない方が、集積率は高くなります。なので、萩市は県内で3番目に農地面積が広いので、不利になっているというと

ころです。

議 長 そのほかはございませんか。
それではないようですので、採決いたします。議案第31号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり承認いたしました。

議 長 議案第32号「農地賃借料情報の提供について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第32号「農地賃借料情報の提供について」を説明します。
萩市の賃借料情報ということで、昨年の令和5年4月1日から令和6年3月31日までに告示された利用権設定の賃借料水準につきましてご説明します。

議案書14ページの表をご覧ください。1の上段が水田の部、2の下段が畑の部となっています。

水田、畑の部それぞれ地域名の横に記載しております、平均額というのが、賃借権（有償）だけの平均額です。表の一番右に記載しております、（参考）地域平均額につきましては、使用貸借（無償）を含めた平均額で記載しています。

データ数のカッコ書きの数値が使用貸借の筆数で、右の実数が賃借権の筆数です。

なお、物納につきましては近年の実態に即した金額となるよう、JA山口県の令和5年産米の概算金をもとに1俵、11,000円で換算しております。

地域によっては、賃借権の筆数に応じて、平均額に差があるものがございます。

例えば、水田の部における川上地域の場合、賃借権の筆数が9筆あり、この平均額が4,700円となっております。しかし、カッコ書きの使用貸借権の183筆を含めた平均となると参考の地域平均額にお示ししたように地域全体では200円となります。

同様に、むつみ地域の場合は、賃借権の筆数が198筆で平均額は4,300円となりますが、使用貸借が賃借権に対して89筆と少ないため、これらを含めた地域平均額は2,900円となり、地域平均額の変動の差は小さくなります。

また、水田の部の旭地域を見ていただくと、170筆の利用権設

定のすべてが使用貸借権となっております。

年度によって、利用権設定の筆数にも差はありますが、使用貸借権による契約件数も年々増加傾向にあるとともに、近年の資材高騰等の影響で、契約更新時の賃借料を下げられるといった事案も増えておりますので、昨年に引き続いて、今後も賃借料の平均額も下がる傾向が見込まれますが、委員の皆様におかれましては、利用権設定などの相談の際の参考にしていただければと思います。

なお、本総会にてご承認いただいた後には、市のホームページで資料を公開することとしております。

以上、賃借料情報の提供に係る説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(●●●委員挙手)

議 長 はい、●●●委員。

第 1 番 過去にも一度、質問したと思うのですが、●●●地域の水田の賃借料の最高額が20,200円というところで、高額な料金が出てきているわけですが、また、●●●地区にも20,000円を超える金額が出ていますが、これは特殊なところの金額になるのだらうと思いますが、という特殊なものがあるのか、そこを教えていただきたいと思います。

事 務 局 ご説明申し上げます。●●●地域の最高額20,200円ですが、これは物納によるものです。面積に対して例えば、3反町なら、6俵納めるとか、金額で換算したときに20,200円という金額が出た契約がございます。昔ながらの物納の金額をそのまま引き継いでおられて、今の実態よりはそこまで物納で、お米を払わなくてもいいのですが、実際にはその契約を引き継いでおられましたので、金額的なものではなく、物納によるものでございます。これはほかの地区の最高額も同じように、物納による金額を換算したものです。以上です。

議 長 金額の差が大きいようになっておりますが、使用貸借がどんどん増えてきているということと、もう一つ、作ってあげるからお金をくださいというところまでできています。山口県農業会議で、私が質問したのですが、金額はべつに決まっていらないが、無償が増えてきて、今そういう傾向にあるということは、ほかの市の会長さんよ

り聞いております。米作りをしても儲からないというのが常識になって、お願いするところがなくなっているという、どこも厳しい状況が続いております。

議長 それでは採決いたします。議案第32号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第32号は原案のとおり承認いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第33号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題に供します。事務局は一括して説明をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。本日は、2件の合意解約が提出されております。それでは、第1項並びに第2項は関連がありますので一括してご説明いたします。対象農地は、●●●ほか3筆で、地目は登記、現況ともに田で面積の合計は5,529㎡です。農地中間管理事業により公益財団法人やまぐち農林振興公社を介して利用権設定を行っていたものの合意解約で、賃借人は●●●地域の●●●さんで、賃貸人が●●●の●●●さんです。先の議案第27号の3条申請の第2項で所有権移転申請のあった案件に関連するもので、解約後は、●●●さんが農地取得されますが、引き続き作業受託により法人の●●●さんが耕作管理される予定です。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案33号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第34号「現況確認書の交付について」を議題に供します。
事務局は説明をお願いします。

事 務 局 それでは、第34号の第1項について説明いたします。議案は1
8ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

4月26日、●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員
さん、●●●推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。

申請地は、●●●から南東に1.1kmに位置する、●●●、登
記地目は田、面積は203㎡外1筆、合計面積576㎡です。

申請人は、●●●の●●●さんです。

こちらが申請地で、市道●●●線と市道●●●線の合流する所に
ある山林と田に囲まれた農地となります。

申立てによると、申請地は昭和60年に両親が●●●、●●●に
引っ越して以降耕作しておらず、竹や雑木が生い茂り、農地として
の現況をとどめていないとのことです。

本調査によると、申請地●●●番は、雑木が生い茂り、●●●番
●●●は竹が生い茂り、農地としての現況をとどめていないので、
非農地に認定したものです。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案34号の報告は終わ
ります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了
いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会